

「建造物の文化財とバリアフリー化」

草薙 威一郎¹⁾ 黒崎 隆²⁾ 曾根原 純³⁾ 矢野 敏樹⁴⁾
中子 富貴子⁵⁾ 吉田 岳史⁶⁾ 田村 奈美⁷⁾

わが国において、文化財を保護しつつ障害のある人が文化財に自由にアクセスできる環境を整えるにはどうすべきだろうか。文化財の価値（オーセンティシティ）の維持を図るには、あくまで文化財に手を加えず現状のまま保存を重視すべきとも思える。他方、障害のある人の文化財のアクセスを確保するには、文化財の現状に手を加えてでもバリアフリー化を図るべきであるとも考えられよう。そこで本稿は、このように一見相反する要請の調和を図ることが可能かどうかについて建造物の文化財を例に、海外での考え方や国内のバリアフリー化事例を紹介しながら考察するとともに、今後の課題を提言する。

キーワード：バリアフリー化、文化財保護法、建造物、文化財、障害のある人、オーセンティシティ

1. 文化財保護法とバリアフリー化

文化財保護法は「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」を目的とする法律である（1条）。

「文化財」の分類については第2条に定義されており、同条によれば、文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物等に分類される。本稿において検討対象とする建造物の文化財は有形文化財に該当する。そこで有形文化財についてみると、有形文化財のうち重要なものは、文部科学大臣により重要文化財に指定され、さらに世界文化の見地から価値の高いものでたぐいえない国民の宝とされるものが国宝に指定される。（指定制度を補完する制度として法56条の2以下の登録制度がある）

そして、重要文化財に指定された建造物について、現状を変更またはその保存に影響をおよぼす行為をしようとするときは、原則として文化庁長官の許可を

受けなければならないとされる（法43条。違反者には同法107条の3により罰金が科され得る）。

建造物の文化財のバリアフリー化の代表例としては、スロープやエレベーターの設置が思い浮かぶ。しかし、こうした設備を設置するには、建造物の壁の一部を取り壊したり、釘を打ち込んだりする作業を伴うことが多い。そのため、バリアフリー化のための設備を重要文化財である建造物に設置することは文化財の現状に変更をおよぼす行為と評価されることになる。したがって、当該建造物に変更を加えようとする場合は、文化財保護法に定める許可を受けなければならないことになる（登録有形文化財については、現状変更にあたり、その30日前までに文化庁長官に届出をしなければならない。この場合文化庁長官は必要な指導、助言または勧告をすることができる）。

2. 建造物の機能とバリアフリー化

建造物の文化財について、その建造物の建造意図・

1) 会員：もっと優しい旅への勉強会「学び隊」隊員、JTMバリアフリー研究所勤務
2) 会員：もっと優しい旅への勉強会「学び隊」隊員、弁護士
3) 会員：もっと優しい旅への勉強会「学び隊」隊長、翻訳家
4) 会員：もっと優しい旅への勉強会「学び隊」隊員、弁護士
5) 会員：もっと優しい旅への勉強会「学び隊」隊員、ジェイアイシー旅行センター（株）勤務
6) 会員：もっと優しい旅への勉強会「学び隊」隊員、（福）東京コロニー勤務
7) 会員：もっと優しい旅への勉強会「学び隊」隊長、（特）国際観光振興会勤務
連絡先：info@yasashiitabi.net <http://www.yasashiitabi.net>

建造目的・機能の面から考えてみよう。具体的には、参拝や修行など宗教的機能を有する寺社仏閣、個人的な生活としての民家住宅、商売や宿泊など業を営むための旅館・商家・取引所、人が集まるための集会所・公会堂・役所・学校、茶屋など庭園の付属物としての建造物、建造当初の機能を失った博物館などの建造物などがある。

これら建造物のバリアフリー化については、それぞれ本来の目的を果たすために必要なバリアフリー化の理由が存在するものと考えられる。その理由は、寺社仏閣については宗教的行事を行うため、あるいは不特定多数の人が参拝や見学に訪れるため、民家住宅の場合には居住者の高齢化のため、旅館や商家・取引所の場合には利用客の利便性向上のため、集会所・公会堂・役所・学校の場合には利用者の利便性向上があげられる。この点については、京都府の「京都府福祉のまちづくり条例」において歴史的文化財に係る環境の整備として、「府は、歴史的文化財に、すべての人が共に接することができるような環境の整備の促進に努めるものとする」(第10条)としている。

また建造物の現状を変更する例はバリアフリー化の目的以外にも、建造物維持や人命救助目的があり、消防法などの法律に基づいて改修がなされる。

具体的には、避雷針の設置、火災時の自動散水装置設置、避難のために必要な誘導灯・誘導表示の設置、消防車の進入路確保などがあげられる。また建造物の老朽化の補修、災害による損壊時の補修、創建時の姿に復旧するための変更の場合もある。

3. 建造物文化財の価値

歴史的文化財を文化財足らしめている価値と利用価値について述べたい。歴史的文化財の価値は、本物のもつ芸術的・歴史的価値(オーセンティシティ)であるといえる。オーセンティシティは、「本物らしさ、真正さ」と訳され、その定義は難しいが、建造物を作る目的および作者の表現する意図が大切である。要素としては、意匠(デザイン)、材質(マテリアル)、技術(できばえ)(ワークマンシップ)、設定(環境)(セッティング)といわれている(注1)。

その内容については、建造物でいえば、ファサード(外観を構成する主要な立面)、建造物の形式や様式、インテリア・内装の装飾、収納文物との調和、周囲の環境との調和があげられる。これらのうち、どの部分が最も重要であるか、どの部分が欠けるとオーセンティシティを失ったり減じたりするかという評価については、個々の建造物により異なるといえる。

4. 建造物文化財のバリアフリー化事例

建造物文化財のバリアフリー化については、文化財保護法に従って、許可を得て建造物そのものを改修する方法、建造物そのものに手を加えることなく仮設の設備を設置する方法、バーチャル(仮想的)な代替手段や補助器具を用いる方法、人的な介助など人手による方法などがあり、それらの事例をまとめたものが表1である。事例によると、また国宝や重要文化財の変更事例は少ないものの実際に実施されていることがわかった。また、これらの事例から建造物文化財のバリアフリー化によって確保すべきものは、出

表1: 建造物文化財のバリアフリー化事例

事例区分	建造物(都府県)	文化財指定別	改修内容など
文化財保護法に従い、許可を得た改修事例	横浜市開港記念会館(神奈川県)	重要文化財	館内エレベーターの設置
許可を得るために申請中	宇佐神宮(大分県)	国宝(本殿) 県指定史跡(境内)	境内の参道のバリアフリー化
'仮設'の付属物の設置	善光寺(長野県)	国宝(本堂)	仮設スロープの設置
	蓮華王院三十三間堂(京都府)	国宝(建物)	仮設スロープの設置
	東大寺(奈良県)	国宝(金堂)	仮設スロープの設置
	知恩院(京都府)	重要文化財(小方丈)	仮設スロープの設置
	教王護国寺(京都府)	重要文化財(講堂)	仮設スロープの設置
'代替手段'による対応	龍安寺(京都府)	国史跡・国特別名勝(石庭)	石庭ミニチュア(視覚障害者用)
	蓮華王院三十三間堂(京都府)	重要文化財(立像)	立像模型、点字説明板
'人的な介助'による対応	善光寺(長野県)	国宝など	介助ボランティア組織との連携
文化財指定部分以外の改修	東京近代美術館工芸館(東京都)	重要文化財(外観およびホール)	エレベーター、多目的トイレ
	自由学園明日館(東京都)	重要文化財	エレベーター(別棟に設置)

出典:文化庁資料、寺社へのアンケート、新聞記事などから、「もっと優しい旅への勉強会」学び隊作成(2003年5月)

入り口から見学順路までの通行可能（アクセシブル）なルート、スロープやエレベーター、トイレや手すり、文化理解を助ける展示や説明であることが多い。

5．英米における歴史的建造物のバリアフリー化

ここではアメリカおよびイギリスでの歴史的建造物のバリアフリー化について述べたい。

（1）アメリカ

アメリカでは、1990年成立、1992年施行のADA（障害をもつアメリカ人法）において、州ならびに地方自治体、および公共的施設に、新規に建設される建物に関しては、障害のある人にアクセシブルとすることを求めている。またADAは、既存の建物ならびに設備の変更部分が容易にアクセシブルとされ、「容易に実現可能」であれば、既存の建物ならびに設備でのアクセシビリティへのバリアは除去されなければならないことも命じている。しかしながら通常の基準に従うことが、その建物の形状の歴史的意義に脅威を与え、あるいはそれを破壊することとなる場合には、「アクセシブルなデザインのための基準：ADA アクセシビリティ・ガイドライン（ADAAG）の中に含まれる代替的な基準が用いられる場合がある。代替的な基準を用いることに関する判断は、SHPO（州歴史的保存オフィス）と協議して行われなければならない。もしその協議の過程で、代替的な基準を当てはめることさえも歴史的な意義に脅威を与え、あるいはそれを破壊することになると判断される場合には、ACHP（歴史的保存に関する諮問協議会）との協議を行わなければならないとされている。

対象となる建造物は、「全国歴史保存法」（16U.S.C.470 およびそれ以降）に基づく「全米史蹟登録簿」に登録の資格のある建造物または施設である。また州法または地方自治体法に基づいて歴史的と指定された建造物または施設についても同等の法的措置を設定するものとしている。

そして「統一アクセシビリティ基準」に基づいて歴史的建造物が満たさなければならない代替的な最低基準は次のとおりである（基準4.1.7）。その内容は、

敷地の入り口（アクセスポイント）から建物の入り口まで、少なくとも一つのルートを提供する、少なくとも一つのアクセシブルな入り口を提供する、少なくとも一つのアクセシブルなトイレをアクセシブルなルート沿いに提供する、入り口からすべての公共的に利用される場所へのアクセシブルなルートを提供する、展示、文書による案内、記録文書等は、座っている人が見えるように配置する（床面から44インチ（112cm）までの高さ）である。

事例 アーカンソー州の「歴史的住宅博物館」：2階のベッドルームへのアクセスを提供するためにエレベーターを設置することは、1階の歴史的な建築上の特徴を破壊しかなかった。そこで、1階のアクセシブルな場所に2階の部屋の内部に関する視覚ディスプレイを提供することで、アクセシビリティを実現するための代替的な方法とした。

事例 リトル・ロックの「レールウェイ・コール歴史的区域」：建物へのアクセスを提供するために、開発者は指定された駐車スペースからのアクセシブルな歩道を設置した。そして建物の前の地面をかさ上げして、建物の入り口を障害のある人に対してアクセシブルにした。

ADAにおける建造物の歴史的保存に関する例外措置は、アクセシビリティの条件を緩和するものであるが、すべての条件をなくすものではない。その例外措置は、障害のある人のアクセスを拒否するための抜け穴として用いることはできない。あらゆる建造物は少なくとも最低条件を満たすか、さもなければアクセスを提供するための「画期的な代替手段」を生み出さなければならないとしている。

（2）イギリス

イギリスにおいては、DDA（英国障害者差別（禁止）法・1995年）の「パート3 製品・施設・サービス」にある「不動産」の項目で、「すべてのサービス提供者は、障害者のニーズに対し建物には障害者に対する『合理的調整（Reasonable Adjustment）』を施さなければならない」（2004年10月1日施行）としている。理論的には、DDAは美術館、公園、教会、指定文化財、記念建造物を含むすべての建造物に対して適用される。

歴史的建造物の多いイギリスでは、70年前から「歴

史的建造物保護規定」があり、同法で歴史的建造物を「登録建造物 (Listed Buildings)」として指定している。遺産解釈協会が『DDA は既存の法律をすべて塗り替えることはできない』(注2)と述べているように、最終的には歴史的建造物保護法のもとで特別な改築許可が必要となる。

しかし、障害のある人のアクセスと文化財の保護は必ずしも相反しない。1994年に豪州環境遺産省においても「別ルートを作る、スペースの使い方を再検討するなどの『補助的方法』により結果は得られるだろう」との見解を出している(注3)。

イギリスにおける対応は、割高でダメージの大きい改築よりも「補助的手段」を取り上げた方法が多く見られる。具体的にハード面での車いすトイレ、広めの出入り口、別の見学ルート、スロープ、手すりの設置があり、ソフト面ではデジタル機器を使用した視聴嗅触覚の情報提供、スタッフ研修、文化研修旅行、見学モデルプログラム、ウェブサイト改善、バーチャルリアリティの活用には力を入れている。事例としては、ロンドン塔の見学プログラムなどがあげられる。

最近では文化遺産保護団体「イングリッシュ・ヘリテージ」が2001年に「障害者アクセス指針」を作成するとともに「アクセス監査」活動で関係機関への役割をはたしており、英国文化庁では2002年に「歴史的建物環境における社会的排除問題」と「障害者の芸術に触れる権利の確保」への解決に向けて事例報告書を作成している。

6. 考察

これまで述べてきたように、障害のある人も障害のない人と同じように文化財に接する権利があるといえるし、同時に建造物文化財の変更を加えない現状維持が絶対的な命題であるとは考えられない。わが国で文化財保護法が施行された時代に比べると、現在では障害のある人があらゆる場面で社会参加してゆくために社会全体のバリアフリー化への要請は強くなっている。これに伴い、文化財に接するための文化財のバリアフリー化の要請も世界的に強くなってきている。そこで

文化財のオーセンティシティを維持しつつ、可能な限り文化財へのアクセスを確保する実践が望まれている。

具体的な実践に際しては、建造物改修の検討過程、対象部分、改修方法、復元可能性等をすべての人が理解できるように後世に残すこと、また、バリアフリー化についての国民に対する広い理解を求めることが必要であろう。そして、この実践については、建造物の現状変更に関する文化庁の許可の運営は柔軟に行われるべきである。

今後更に建造物の現状維持の要請とバリアフリー化の要請の調和を図ってゆくためには、英米の法律、京都のまちづくり条例のようなすべての人が文化に接する権利を法律上確立すること、建造物をバリアフリー化する際の検討を行う専門機関を設置すること、適切な代替手段を研究することが必要であると考えられる(もっとも、すべての人が本物に接することの重要性から、安易な代替手段は避けるべきである)。

7. 【謝辞】アンケートにご協力いただいた各寺社ならびに資料をご提供いただいた各位にお礼申し上げます。

引用文献

注1) 「月刊文化財(特集世界遺産)」(第一法規出版、平成11年8月)

注2) Blockley, Marion. (1996) 'Editorial', in *Journals of Heritage Interpretation*, Vol. 1, no.2, February.

注3) Fearn, Dennis. (1996) 'Planning for Accessibility', in *Journals of Heritage Interpretation*, Vol. 1, no.2, February.

参考文献

「東京都文化財庭園におけるバリアフリーのあり方について」(東京都建設局公園緑地部、平成13年3月)

Arkansas Historic Program. (2003) 'The Historic Properties Exception in the Americans with Disability Act', Available http://www.arkansaspreservation.org/preservation/ada_complicance.asp (04/24/2003).